

平成16年9月28日開催山口家庭裁判所委員会

1 日時 平成16年9月28日(火) 14:00～16:30

2 場所 山口家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・50音順)

加登田恵子委員, 佐々木正一委員, 末永光正委員, 杉山和子委員, 田畑元久委員,
西村寿美雄委員, 仁田良行委員, 福田 廣委員, 山本武久委員, 和食俊朗委員

[オブザーバー]

川人史朗事務局長, 西村紀孝首席家裁調査官, 刀禰紘道首席書記官

4 議題

- (1) 山口家庭裁判所長あいさつ
- (2) 委員自己紹介(仁田良行委員及び山本武久委員)
- (3) 委員長の選任
- (4) 委員長あいさつ
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 前回の意見交換の意見についての検討結果報告
- (7) 意見交換「裁判所の広報について」
- (8) その他
- (9) 委員長あいさつ

5 会議経過

- (1) 山本山口家庭裁判所長から, あいさつがあった。
- (2) 新しく委員になった仁田良行委員及び山本武久委員から, 自己紹介があった。
- (3) 委員長の選任(進行: 和食委員長代理)

家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるという家庭裁判所委員会の設置趣旨及び家庭裁判所委員会は家庭裁判所の諮問に応じるだけでなく, 積極的に意見を述べることを期待されており, 意見を言う側と受ける側の各長が同じなのは違和感があるとの理由から, 非法曹委員の中から委員長を選ぶべきだという意見, 家庭裁判所委員会の設置趣旨が自由な意見交換を通じて出された意見を家庭裁判所の運営の参考にするところにあることから, 家庭裁判所の実情に精通した委員が進行役を務める方が活発な議論が期待できること, また,

庶務事務を担当する事務局と密接に連携して運営することを考えたら、山口家庭裁判所長が委員長にふさわしいという意見、これまでの実際の運営の在り方を見て、山口家庭裁判所長が委員長をされることに特に違和感はないという意見、家庭裁判所委員会は家庭裁判所と利害が対立するものではないので山口家庭裁判所長が委員長を務めることに問題はないという意見が出た。結局、山口家庭裁判所長である山本委員以外に候補者名が挙がらず、出席者から異議なく山本委員が委員長に選任された。

ただし、一部委員から、諮問に応じるとともに意見を述べる家庭裁判所委員会の委員長を、諮問する立場にある家庭裁判所長が務めるのは、家庭裁判所委員会規則に照らして不適當であるとの問題提起があった。

(4) 新しく委員長になった山本委員から、あいさつがあった。

(5) 規則第6条第3項に基づく委員長代理として、和食委員が指名された。(以下の進行：山本委員長)

(6) 前回の意見交換の意見についての検討結果報告

事務局長から、資料『前回の家裁委員会のテーマ「裁判所の窓口について」についての検討(結果)要旨』に基づいて、標記の報告がされた。

それに関連して、庁舎内の物理的な事柄についての要望は、庁舎の建替え時に、家庭裁判所委員会で意見を述べるのが大事であるとの意見が出た。また、窓口利用者アンケートについては、年齢、性別など個人の特定につながるおそれの事項は問にせず、受付対応の改善につながるような意見が書きやすい質問にしてはどうか、また、回収率を上げるには、できる限り簡単にした方がよいといった意見が出て、それらを踏まえた内容を検討することになった。

(7) 裁判所の広報について

◎ 初めに、委員長から、欠席の中山委員から事前に提出された『生活に困窮し、資力が不十分な当事者への法律扶助』というテーマについて、提案趣旨を直接説明したいとの同委員の意向が紹介され、次回の委員会で、その説明を踏まえて取扱いを検討することになった。

◎ 意見交換

意見交換に先立って、事務局長から、山口家庭裁判所の広報活動の実情について、次のとおり説明があった。

<従前の取組>

ア 法の日週間行事

毎年10月1日から7日までを同週間とし、弁護士会の協力を得て無料法律相談を開催するほか、庁舎に懸垂幕を掲げてPRしている。

なお、5月の憲法記念日を中心とした憲法週間にも、ほぼ同内容の行事を行っている。

イ パンフレット類の自治体等への送付

最高裁判所作成の各種手続案内及び裁判所紹介等のパンフレットを、受付窓口に備え置くとともに、自治体や司法書士会、社会福祉協議会といった関係機関へ送付し、利用者に自由に持ち帰っていただけるような形で備え置くよう依頼している。

なお、少年事件の試験観察という手続の中に、民間に少年の身柄を預かってもらう補導委託制度というものがあり、その委託先を開拓する際に最高裁作成のパンフレットを利用している。

また、本年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布された後、6月下旬に、山口地方裁判所が中心となって、県内全市町村に赴いてポスターの掲示及びパンフレットの備置きを依頼したが、山口家庭裁判所もその一部を担当した。そのほか、職員がいろいろな機関等を訪れる際にも、裁判員制度のパンフレットを配付している。

ウ ホームページ

最高裁が作成したホームページに、家庭裁判所委員会の議事概要や事件数等の統計数字などを登載している。

エ 庁舎見学

家庭裁判所の手続のほとんどが非公開ということもあって、特に庁舎見学の広報活動はしていないが、申込みがあれば応じている。ただ例は少ない。

オ 調査官補採用試験受験希望者の庁舎見学

昨年からは、心理学の講座がある県内の大学へ案内状を送付し、希望者を募って、2月に、庁舎見学及び調査官との懇談会を実施している。

なお、事務官採用Ⅰ、Ⅱ種試験受験希望者に対しては、山口地方裁判所

が主体となり、山口家庭裁判所も協力する形で、庁舎見学及び懇談会を実施している。

カ 広報用ビデオテープの貸出し

裁判所の広報用ビデオテープが、次のとおり6種類あり、貸出しに応じることになっているが、宣伝不足もあり、貸出しは年一、二件という状態である。今後は、ホームページにも掲載してPRする予定である。

- ① 「私たちの裁判所」
- ② 「みんな知ってる？－裁判のしくみ－」
- ③ 「知っていますか？裁判所」
- ④ 「少年審判～少年の健全な育成のために～」 （広報用）
- ⑤ 「同」 （調査官リクルート用）
- ⑥ 「家事事件手続案内」

キ 各種機関の研修等への講師派遣

家庭裁判所とつながりを持つ関係機関における研修について、講師として、裁判官、家裁調査官、書記官を派遣している。

ク テレホンサービス

家事の手続について、音声とFAXで案内するサービスを行っている。

<現在の取組>

より開かれた、より利用しやすい裁判所を目指して、家庭裁判所も積極的に広報に取り組むべきであることは言うまでもなく、より実効性のある広報活動をするためには、総務課という部署だけではなく、家庭裁判所全体で取り組む必要があり、本年7月に、所長を委員長とする「広報委員会」を立ち上げ、若い職員も委員に任命し、一般広報部会とホームページ部会の2つの部会を設け、積極的に広報活動を行っていくこととした。

また、裁判員制度に関する世論調査の結果によると、裁判員をやってもいいと考えている人は、2割にも達していないなどといった新聞記事を目にする。裁判員制度のスムーズな実施のためには、あらゆる方法で広報活動をしていく必要があり、国民の方々への周知を図るためには、地方裁判所のみならず、家庭裁判所も積極的に裁判員制度の広報活動をしていく必要があると考えている。

ア 法の日週間における裁判員制度の広報

法の日週間行事として、前記の無料法律相談のほかに、本年は、裁判所、検察庁、弁護士会の三者の長による裁判員制度のパンフレットの配布を実施することについて、先日、三者間の合意ができ、裁判所としては、地方裁判所長だけでなく、家庭裁判所長も加わることになった。

イ パンフレット，リーフレット類の活用

市町村などへ単に送付するだけでなく、利用者の適切な機関への振分けのために、関係機関との連携を図るツールとして活用する方法を検討中であり、その中で、関係機関からもPRをお願いすることを考えている。また、市町村役場以外でも、例えば、「まちのえき」や図書館等への備え置き依頼も検討している。

さらに、今後は、ポスター等も含めて、山口家庭裁判所独自のものを作成することを検討したいと考えている。

ウ ホームページの充実

内容を充実するとともに、写真やイラストを取り入れ、分かりやすく親しみやすい、何度でも見てみようかと思ってもらえるようなものにするため、広報委員会の中にホームページ部会を設けて、検討を開始したところである。

エ 庁舎見学

家庭裁判所には非公開の手続きが多いとはいえ、やはり開かれた裁判所の実現のためには、積極的に庁舎見学にも取り組むべきだという考えから、積極的にPRをするつもりである。PRの方法として、裁判所見学について、申込方法、見学の内容等を記載した文書又はリーフレットのようなものを作成し、管内地域の高校、中学校、小学校（高学年）へ送付することを検討している。

ちなみに、法の日週間行事として、山口地方裁判所が通常の刑事事件をモデルにした模擬裁判を行うが、その際、裁判員制度についても説明し、終了後には、地方裁判所及び家庭裁判所の庁舎見学を実施することとしている。

また、小学低学年、幼稚園児、保育園児が描いた絵を裁判所の玄関ロビー等に飾り、これに関連して、これを見学に来られた親御さんと一緒に庁

舎見学をしていただいたらどうかというようなことも、別に小部会を設けて、検討しているところである。

オ 講師派遣（出前講義）

山口地方裁判所では、裁判員制度の広報のため裁判官による出前講義の実施を検討中であるが、山口家庭裁判所も協力して裁判官を講師として派遣することになっている。

また、各種関連機関からの講師派遣要請については、従前どおり、今後も応じていきたいと考えているが、それ以外にも、能動的に山口家庭裁判所独自の企画による出前講義ができないか、検討していきたいと考えている。

ところで、山口市の委託事業で、山口商工会議所、山口大学、山口県立大学などが名を連ねて主催している「やまぐち街なか大学」というところから、先日、山口地方裁判所に、裁判所関係の講座を設けることについて照会があり、山口地方裁判所を中心に講座を設けることになり、山口家庭裁判所も、その一こまを担当することとし、家事事件の手續等について、首席書記官が講義をすることになっている。

首席家裁調査官から、補導委託先の開拓について、次のとおり補足説明があった。

ア 身柄付補導委託とは

非行少年の処分を決定する前に、しばらくの間少年の様子を見る試験観察というものがあり、多くは家裁調査官が観察を担当するのだが、より能動的に少年へ働き掛けを行って観察する制度が身柄付補導委託で、個人又は団体の篤志家に少年の身柄を預けて、その補導を委託する制度である。補導受託者は、少年を手元に引き取って、家庭的な好ましい環境を与えるとともに、その人格と識見によって、少年に対し、生活・行動全般の指導を行ない、少年の更生への足がかりに資するものである。受託期間については、特別の定めはないが、通常は3、4か月程度であり、その期間の少年の状況を見て、少年の処分が決定される。少年を預かって補導するには大変な心労があること、時代による雇用形態に変化があり、補導委託先の確保が困難な状況にあるのが実情である。

イ パンフレットの配布状況

補導委託先開拓のために、従前、家裁調査官があちこち講演行脚をしたり、自分で作成した説明文を持ってめぼしい所を廻ったりしてきたが、この度、最高裁で補導委託先開拓用のパンフレットが作成された。この配布方法については、本庁及び岩国・下関両支部の主任家裁調査官以上で手分けして、県下の全ての商工会議所を訪問して協力方依頼の上、関心のある事業所の方に持ち帰っていただけるよう、カウンターに5～10部ずつ置かせてもらっている。残る宇部、小野田、山陽、柳井についても、年内には配布を終える予定である。

なお、これ以外にも、各種機関との会議の場でも配布するほか、個別の情報に基づいて訪問し配布していく予定である。

委員各位におかれては、委託候補先について心当たりがあれば御一報いただきたい。

◎ 意見交換の概要 [○：委員（委員長を除く。）、●オブザーバー]

- 国民に「何だろう」と思わせるのにちょうどいい裁判員制度ができたので、家庭裁判所であっても、その広報行事を実施するのがとっかかり易いのではないだろうか。東京では、法の日週間行事として無料法律相談、模擬裁判、庁舎見学といった恒例のイベントの他に、ポスターの「考えよう、私たちの目から裁判を」というキャッチフレーズのもとに、裁判員制度についての講演も行われるようである。山口家庭裁判所としてもこのようにイベントを企画してはどうだろうか。

ところで、裁判所のパンフレットも、アニメ化を取り入れたりして、国民的なものになってきたと感じている。教育委員会を通じて、学校にも送っていただきたい。

委員長 私が以前いた裁判所では、裁判傍聴者がもっと多かったように思う。

夏休みには毎日のように中学生、高校生が来ていたし、また、法学部のある大学があり、教官の指導により傍聴に訪れていた。そして、あらかじめ裁判所の総務課に申し込んであれば、裁判所の職員が案内や説明をしていた。

- （オブ） 私が以前いた庁では、特に家庭裁判所の見学を希望された場合、庁

舎の説明を行っていたが、それ以外は地方裁判所の刑事事件を傍聴してもらい、説明をするに止まっていた。

- （委員）先程、山口家庭裁判所独自のパンフレット、ポスターを作りたいという話があったが、広報に関する独自の予算はどのくらいあるのか。
- 山口家庭裁判所には、広報という名目の独自の予算は特にないが、広報のために使える予算はある。
- 独自の予算がないということであれば、マスコミに取り上げてもらうのがよいと思うが、家庭裁判所のことがマスコミに取り上げられることは、年間どのくらいあるのか。
- 事件については別として、2年前に、調停制度80周年記念ということで、模擬調停やパネルディスカッションをしたが、そのことを司法記者クラブに案内したところ、それが報道されたことがあったほかには、新しく家庭裁判所委員会ができたことが取り上げられたくらいであり、事例は非常に少ない。
- 予算がなくて、充実した広報を行おうとするならば、マスコミを利用するのが得策と思われるが、今まであまり利用しなかったのは、裁判所に気後れがあったのか、遠慮があったのか、マスコミへの働き掛けの仕方がよく分からなかったのか、というような印象を受ける。
- 今後もっとマスコミに取り上げてもらえるような方法を考えていきたい。
- マスコミで取り上げてもらうためには、ホームページの充実及び裁判所としてのイベントを企画することが有効と思われる。
- （委員）先程来、家庭裁判所には広報委員会はあるものの広報用としての予算はないということであるが、それにしても、家庭裁判所として積極的に地域にPRを行うというのは非常に大きな変化であると思う。社会教育活動にまで踏み込んだような印象を受け、私としては積極的に評価したい。

模擬裁判とか出前講義というものをもっと積極的に活用していただきたいし、私どもとしても活用したい。また、テレビ番組等で、裁判について弁護士をショーアップしたものはあるが、裁判のプロセスとか権利

擁護といったことの説明はあまりできていないように思える。中高生、特に中学生については、総合学習という科目で地域社会を勉強しているが、先生が適当な教材を探しているところなので、是非それに取り入れてほしいということを出していただきたい。

家裁調査官補の採用試験に関して、その受験希望者の庁舎見学について、心理学系講座のある大学に参加を呼び掛けている旨の説明があったが、是非社会学系の講座のあるところにも呼び掛けてほしい。高校についても、最近職業イメージのない子どもが多いので、こういった専門職があるということを是非パンフレットなどで伝えてほしい。

書記官、家裁調査官のインターンシップは引き受けているのだろうか。法科大学院では、弁護士や裁判官のインターンシップを積極的に受け入れていると思うが、可能であれば、書記官、家裁調査官、事務官についてもインターンシップを検討してほしい。

子供にとっては、刑事事件もさることながら、親の離婚、児童虐待問題、少年事件は、非常に身近なものとなっている。それらの被害者になるという視点からのパンフレットを作成していただきたい。子供が児童虐待に遭ったとき、裁判所を利用する可能性があるのだということが分かると思う。

ホームページについては、手当をするには費用がかかるだろうが、障害者用の拡大サービスを是非お願いしたい。また、聴覚障害者のためには、読み上げ機能を付加されないと、いわゆるインターネットハンディキャップを背負った人が生じてくる。

- （委員）補導委託制度に関するパンフレットを拝見したが、よくできており、素晴らしい内容だと思われる。非行少年の更生に多くの人が地道に関わり成果を上げていることについては、国民にあまり知られていないので、これを利用して普及に務めていただきたい。

ところで、裁判員制度に関して、陪審制度と混同されている嫌いがあるが、陪審制度と裁判員制度とは明らかに異なるものである。まず、目的が異なる。陪審制度といっても、世界ではいろいろなものがあり、典型的なものでは、被告人に納得のいく裁判を受けさせるための制度であ

って、事実認定に限っては職業裁判官が行うよりも健全な常識に基づく方が納得できると信頼する人について、それを受けさせるものである。量刑についても、陪審員が参加するという制度は、世界的にもわずかに州単位でぐらいしか存在しない。特に、有罪無罪を過半数で決するというのは異例である。有罪無罪の判断は「合理的な疑いを差し挟む余地があるか否か」という基準で判断するのであり、51対49で有罪無罪を決することはないはずである。裁判官の合議もそれを理解した上でなされる。そのことを裁判員が理解した上で評決に参加するかどうかの問題である。映画『12人の怒れる男たち』にあるように、12人全員一致ということであって、12分の1の疑いをも差し挟む余地がないということとニアイコールであるとして合理化されている。

しかし、裁判所のホームページを見ると、新しい裁判員制度は米英の陪審制度と同様のものであるとの説明がある。それは違うのだという説明をしないといけないように思われる。家庭裁判所には独自の広報予算がないということなので、ホームページはそのままにせざるを得ないのかもしれないが、何か注釈を付けるべきではないかと思う。

委員長 法の日週間行事のうち、模擬裁判については、当日来られた人にシナリオを渡して、実際の法廷でそれぞれに、裁判官役、検察官役、弁護人役を演じてもらうことも予定している。

- ある世論調査によると、裁判員にはなりたくないという国民が非常に多いようであるが、それは何が原因であり、また、どうすれば意識を変えられるだろうか。
- (オブ) パンフレットを配布したくらいでは、抜本的な改善にはならないように思われる。この委員会で、よいPRの方法があればお伺いしたい。
- (委員) 大半の国民が裁判員をやりたくないと感じている原因について、私は、田舎にいて、裁判員になったら、「あいつ出てるな。」と思われることかなと思う。

委員長 私の個人的な考えではあるが、一つには、陪審制度のある英米や参審制度のある国では、子供のときから教育を受けているのに対し、日本にはこれまで国民が司法に参加する制度がなく、司法参加についての教

育を受けていないこと，もう一つは，性格が受動的という国民性が，人を裁くのは嫌だというところにつながっているように思われる。

- 裁判に一般国民が参加する制度として，検察審査会の審査員，民事・家事調停委員等があるが，経験者の感想によると，それぞれの職務を実際に担当してみて，初めてその職責の重要性を再認識するようである。裁判員についても，同様に，やってみて初めてその重要性が分かるということになるのではないだろうか。
- 広報活動というより教育活動が大切になってくると思われる。それは，イベントの広報とはちょっと違う性質を持つてくる。商工会議所では，山口の大学生を対象に，インターンシップ制度の仲介を行っていて，以前，家裁調査官になりたい学生の受入れをお願いしたことがあるが，結果は不奏効であった。こういった教育的な視点からのものが重要になってくる。

市民からテーマを吸い上げて講座にしてい『やまぐち街なか大学』で，「もっと知りたい裁判所」という講座が5回に分けて実施されることになった。その講座にどれだけの人が集まるのか分からないが，このような活動を通じて，教育的な面から裁判所の制度が伝わっていくのではないかと思う。

裁判所のホームページに関する注文としては，あまりに文字が多すぎるということである。もっと写真とかイラストとか図解を取り入れたり，整理したりなどの工夫が必要であると思われる。

(続行)

(8) その他

ア 次回は，平成17年2月24日(木)午後1時30分から開催することとされた。

イ 次回には，「裁判所の広報について」の続きと，その中で，中山委員から提案されているテーマをどうするかを決めた後，「少年事件の現状について」意見交換することとされた。

ウ あらかじめ書面で意見を出しておきたいという委員は，そうしてもらって構わないし，また，「少年事件の現状について」意見交換したい事項があれ

ば、ある程度の期間をおいて事前に事務局総務課に提出してもらうこととされた。

- (9) 山本委員長からあいさつがあった。

以 上